

# 空家除却補助事業 Q & A

## 1. 対象となる空き家について

### Q1 どのような空き家が補助の対象となりますか？

A1 住居を目的として建てられた個人が所有する一戸建ての住宅（併用含む）・長屋で、1年以上居住がなく、その後も物置や倉庫として利用していない建物です。

### Q2 空き家に倒産して実態がない法人の抵当権が付いています。同意書がないままで申請は受理されますか？

A2 抵当権を抹消するか、抵当権が無効であることを証明する必要があります。

## 2. 申請者について

### Q1 遺産分割協議の結果、私（申請者）が取得することになったが、名義を変更していないので、申請には相続人全員の同意書と戸籍謄本が必要ですか？

A1 遺産分割協議書（空き家の取得者が分かるもの）により現所有者と認めるので、他の相続人の同意書と戸籍謄本は提出不要です。

### Q2 所有者が遠方で高齢のため、所有者から委任を受けた者が補助金の申請者になりますか？

A2 なれません。申請者となれるのは、所有者もしくはその相続人又はそれらの者から同意を得た敷地の所有者となります。なお、申請者から委任を受けた者が申請の手続きを行うことはできます。

### Q3 空き家を2人で共有しているので、連名で申請していいですか？

A3 連名での申請はできません。よく話し合って申請者を決めてください。また、申請の際にはもう一人からの除却についての同意書が必要となります。

## 3. 対象となる除却工事について

### Q1 すでに除却工事が終わっている又は除却の工事中は、補助の対象となりますか？

A1 対象となりません。工事に着手をする前に補助金交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

### Q2 空き家の一部を除却する工事でも、補助の対象となりますか？

A2 対象となりません。空き家の全体を除却して更地にする工事を対象としています。ただし、長屋の1住戸を除却する場合は条件により対象となることがありますので、事前にご相談ください。

### Q3 空き家の除却と合わせて行う、ブロック塀や樹木の撤去工事は補助の対象となりますか？

A3 対象となりません。補助の対象となる除却工事は、空き家の除却に要する経費で、ブロック塀や樹木などの附属物の撤去工事は対象となりません。

### Q4 空き家除却後の整地も補助の対象となりますか？

A4 跡地を適正に管理するための除却工事に伴う簡単な整地は対象となります。ただし、砂利を敷くなどの整地工事は対象となりません。

## 4. 除却工事業者について

### Q1 除却工事業者は、市が指定する業者でなくて良いですか？

A1 市内施工業者であれば、市の指定はありません。ただし、除却工事を行う業者は、

建設業法の許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）を受けた者又は建設リサイクル法の解体工事業の登録を受けた者で、市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本社や本店を有する法人に限ります。

**Q2 どの業者に頼んだらよいかわかりません。業者を教えてください？**

A2 市が特定の業者をご紹介することはできません。

**5. 補助金の額について**

**Q1 補助金の上限はいくらですか？**

A1 補助金は、次の①・②のうちどちらか少ない額で、上限は50万円となります。

- ① 補助対象経費×1/2（千円未満の端数切捨て）
- ② 空き家の延べ床面積（㎡）×13,000円×1/2（千円未満の端数切捨て）

**Q2 2軒の空き家を所有しています。補助金は2軒×50＝100万円ですか？**

A2 違います。本補助金は空き家1軒の除却費用を補助するものではありません。申請者（業者と除却工事契約を交わし事業を行う者）が複数の空き家を同時に除却しても、補助は上限の50万円となります。なお、申請は1回に限っており、同一申請者による次回の申請はできません。

**6. 申請について**

**Q1 どこで申請書を手に入れることができますか？**

A1 市役所7階のまちづくり推進課、各行政センター、東・西サービスセンターで配布しています。また、市のホームページからも様式等をダウンロードできます。

**Q2 郵送でも申請書を受け付けますか？**

A2 原則として、窓口を持参していただくこととしております。なお、申請者から委任を受けた者が手続きの代行をすることはできます。

**Q3 工事の途中で内容や金額に変更があった場合は、どうしたらよいですか？**

A3 速やかに市の担当者へ相談してください。その後の手続きとして、補助金交付変更申請をしていただくこととなります。

**Q4 いつまでに除却工事を終わらせなければならないですか？**

A4 完了報告書は、交付決定通知日から4カ月を経過する日までに提出してください。4カ月経過しても除却工事が終了しない場合は、まちづくり推進課までご連絡ください。

**7. その他**

**Q1 業者を選ぶ際に、何か注意することはありますか？**

A1 工事費が適正であるか確認をするため、なるべく複数の業者から見積もりを取ることをおすすめします。

**Q2 除却を行う費用がありません。どうすればよいでしょう？**

A2 空き家等除却ローンを取り扱っている金融業者がありますので、お気軽にご相談ください。

**Q3 補助金は現金を手渡しで頂けるのですか？**

A3 申請者名義の口座に振り込みます。